

○欠席・遅刻の連絡について

病気やけが・体調不良あるいは、家庭の用事や忌引きなどで学校を欠席、遅刻する場合は、連絡帳に用件と放課後に連絡帳を届けてくれる友だちの名前を書いていただき、友だちを通して担任までお知らせください。

※学校業務に支障をきたします。電話での連絡はご遠慮ください。

○早退やけが発生時の連絡について

登校後に用事や体調不良、けがにより早退や受診が必要になった場合、ご家庭に連絡させていただきます。保護者の方のお迎えをお願いします。

○出席停止について

学校保健安全法における学校感染症については、下表のとおり学校保健安全法施行規則の規定により出席停止になります。

伊丹市では、病気が治って登校する際に、『出席停止解除証明書』が必要です。主治医に記入していただき、学校に提出していただきますようお願いいたします。

学校において予防すべき感染症の種類は次のとおりです。

<p>&lt;感染症の種類&gt;</p> <p>第1種</p>	<p>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、ペスト 南米出血熱、マールブルク病、急性灰白髄炎、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスで、血清亜型がH5N1であるものに限る）</p>
<p>第2種</p>	<p>インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎</p>
<p>第3種</p>	<p>コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（*）</p>

※出席停止の場合、右図の用紙を学校側からお渡しします。

この用紙については、本校のホームページからもダウンロードすることができます。



<p>保護者様 伊丹市立笹原小学校長</p>	<p>出席停止解除証明書</p>
<p>出席停止にかかる解除証明書の取り扱いについて(お知らせ)</p>	<p>伊丹市立笹原小学校 年 組 氏名 男・女</p>
<p>学校保健安全法における学校感染症については、下表のとおり学校保健安全法施行規則の規定により出席停止になります。 伊丹市では、病気が治って登校する際に、右の『出席停止解除証明書』が必要です。主治医に記入していただき、学校に提出して下さいますようお願いいたします。 学校において予防すべき感染症の種類は次のとおりです。</p>	<p>病名</p>
<p>&lt;感染症の種類&gt;</p> <p>第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、ペスト南米出血熱、マールブルク病、急性灰白髄炎、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスで、血清亜型がH5N1であるものに限る）</p> <p>第2種 インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎</p> <p>第3種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（*）</p>	<p>上記の病症で、平成 年 月 日から療養中であったが、 主要症状が消退し、もはや感染のおそれがないものと認め、 平成 年 月 日より出席停止を解除します。</p> <p>平成 年 月 日 住所 主治医名</p>
<p>（*）その他の感染症…学校で流行が起こった場合に、流行を防ぐため、必要があれば校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症としての措置を講じることができる疾患</p>	<p>◎</p>
<p>※第3種については、出席停止にならない場合があります。 ※何かご不明な点がありましたら、学校にお問い合わせください。</p>	